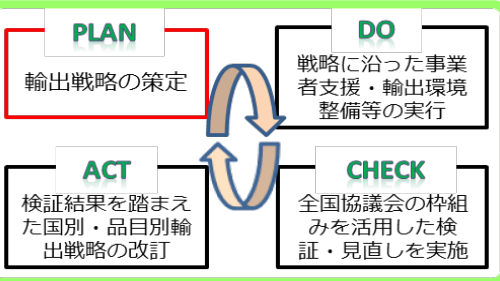


国別・品目別輸出戦略

農林水産物・食品の輸出額を
2020年までに1兆円規模へ拡大

1兆円



約4,500億円

水産物	1,700億円
加工食品	1,300億円
コメ・コメ加工品	130億円
林産物	120億円
花き	80億円
青果物	80億円
牛肉	50億円
茶	50億円

【2012年】

中間目標
7,000億円

ブランディング、迅速な衛生
証明書の発給体制の整備など

「食文化・食産業」の海外展開に伴
う日本からの原料調達増加など

現地での精米や外食への販売、コメ
加工品（日本酒等）の重点化など

日本式構法住宅普及を通じた
日本産木材の輸出など

産地間連携による供給体制整備、
ジャパン・ブランドの育成など

新規市場の戦略的な開拓、
年間を通じた供給の確立など

欧米での重点プロモーション、
多様な部位の販売促進など

日本食・食文化の発信と合わせ
た売り込み、健康性のPRなど

水産物	2,600億円
加工食品	2,300億円
コメ・コメ加工品	280億円
林産物	190億円
花き	135億円
青果物	170億円
牛肉	113億円
茶	100億円

【2016年】

EU、ロシア、東南
アジア、アフリカ
など

EU、ロシア、東南アジ
ア、中国、中東、ブラ
ジル、インドなど

台湾、豪州、EU、
ロシアなど

中国、韓国など

EU、ロシア、シンガ
ポール、カナダなど

EU、ロシア、東南アジ
ア、中東など

EU、米国、香港、
シンガポール、タイ、
カナダ、UAEなど

EU、ロシア、米国
など

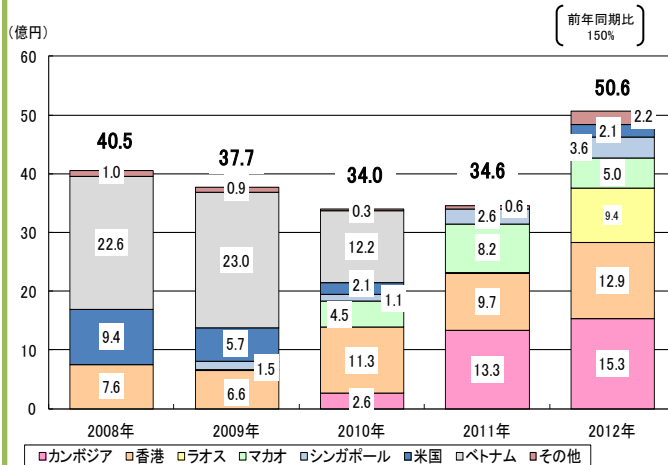
水産物	3,500億円
加工食品	5,000億円
コメ・コメ加工品	600億円
林産物	250億円
花き	150億円
青果物	250億円
牛肉	250億円
茶	150億円

【2020年】

牛肉の輸出戦略

輸出の現状

○2012年の輸出額は51億円、輸出量は863トンといずれも過去最高。



○2012年8月に対米輸出が再開し、現在香港、マカオ、シンガポール、米国、タイ、カナダ、UAE等への輸出が可能。

○2013年3月には、EUへの輸出が認められたところ。(※)

※ 輸出施設の認定が行われると、実際の輸出が可能

分析

○市場の大きい米国やEUで重点的に活動する必要。

米国、EUの牛肉消費量及び輸入量

(単位:1,000トン(枝肉ベース))

	米国	EU
消費量	11,651	7,941
輸入量	933	367

出典:米国農務省HP(2011年)

○ロース、ヒレ等の高級部位だけでなく、バラ等多様な部位の販売促進が必要。

○牛肉需要が見込まれる国・地域(ロシア、メキシコ、中国等)への輸出解禁に向けた働きかけが必要。

○相手国の要求するHACCPやハラール認証等に対応した食肉処理施設の整備が必要。

輸出国・地域別の施設認定状況(2013年7月現在)

	米国	カナダ	EU	香港	UAE	シンガポール	マカオ	タイ
施設数	7	5	0	9	2	10	52	34

出典:厚生労働省HP

2020年目標と対応方向

○輸出額目標: **250億円(4千トン相当)**
【新興市場】 米国、EU、カナダ、香港、マカオ、シンガポール、タイ、UAE
【有望市場】 ロシア、メキシコ、中国、台湾、イスラム圏(インドネシア、マレーシア、サウジアラビア他)等

具体的な輸出拡大策

- 焼肉等の日本食文化と一体的なプロモーション。
- 商談会開催や見本市出展等を支援。
- ジェトロによる米や果物などとの一体的な日本食材の販売促進。

和牛統一マーク

焼肉店の海外進出



輸出環境整備

- 輸出解禁に向けた衛生協議(ロシア、台湾、中国等と協議)。
- HACCP等施設整備への支援。
- ハラール認証を取得しようとする取組に対し、きめ細やかな支援を措置。

日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

1. 現在、輸出が可能な主な品目及び国・地域

(平成26年7月2日現在)

品目	国・地域	貿易量(平成25年)
牛肉	香港、マカオ、タイ、シンガポール、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、バングラデシュ、モンゴル、UAE、EU、米国、カナダ、メキシコ、ニュージーランド等	909トン(58億円)
豚肉	香港、マカオ、台湾、シンガポール、ベトナム、カンボジア、ドバイ等	1,363トン(4.4億円)
鶏肉	香港※、ベトナム、カンボジア、モンゴル等	8,940トン(13億円)
殻付き鶏卵	香港※、シンガポール※等	1,037トン(2.6億円)
育児用粉乳	香港、パキスタン、ベトナム等	1,248トン(15億円)
牛皮	香港、台湾、韓国、タイ、ベトナム等	13,598トン(32億円)
豚皮	香港、台湾、韓国、タイ、ベトナム、フィリピン等	71,140トン(122億円)

※ 熊本県からのものを除く。

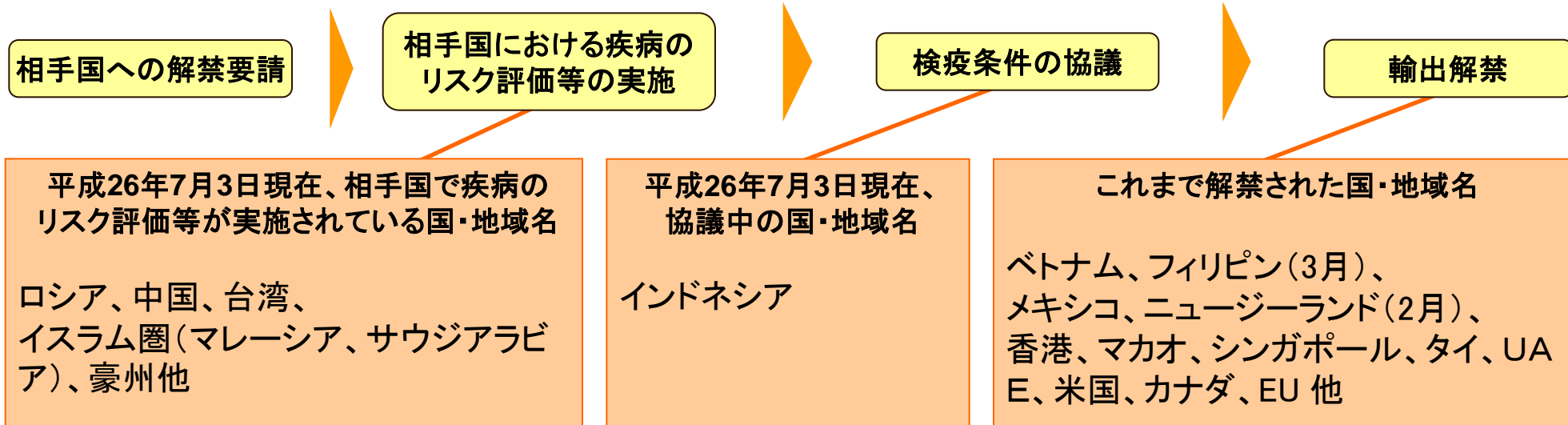
資料:財務省「貿易統計」

2. 現在、輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

- 牛肉:ロシア、インドネシア、台湾、中国、韓国、ミャンマー、マレーシア、ブルネイ、トルコ、イスラエル、サウジアラビア、クウェート、バーレーン、レバノン、カタール、ブラジル、豪州、南アフリカ
- 豚肉:韓国、フィリピン、タイ
- 家きん肉:韓国、台湾、中国、マカオ、フィリピン、シンガポール、米国、パキスタン
- 牛・豚原皮:中国 ○乳・乳製品:中国

輸出動物検疫協議の状況(牛肉の場合)

- 昨年5月、国際機関(国際獣疫事務局・OIE)より無視できるBSEリスク国として認定されたことを受け、BSEを理由に輸入を停止している国に対し、輸入解禁を要請し、両国専門家間の技術的協議を実施。
- 現在、18カ国に対して牛肉の解禁を要請しているほか、解禁済みの国に対して、検疫条件の緩和等も要請。



検疫条件の緩和等その他の案件

平成26年7月3日現在、協議中の案件

- ・ 輸出牛肉の月齢条件緩和に向けた協議(タイ、香港、マカオ)
- ・ 外国人旅行者のお土産需要に対応するための検疫環境整備

これまで緩和された案件








- ・ シンガポール向け牛肉月齢制限撤廃(3月)(骨付きの輸出も併せて可能に)
- ・ 米国向け冷凍牛肉の輸出

(参考) 主な牛肉の輸出条件 (平成26年6月20日時点)

国	条件	国	条件
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫及び牛疫、米国による清浄国認定 ・月齢制限なし ・SRM除去 ・施設認定(9施設) 	カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫、国内90日間発生なし ・月齢制限なし ・SRM除去 ・施設認定(6施設)
EU	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫及び牛疫、国内12カ月間発生なし ・月齢制限なし ・SRM除去 ・施設認定(2施設、さらに1施設追加予定) 	シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫及び牛疫、国内6カ月間発生なし ・月齢制限なし(H26.3に制限撤廃) ・SRM除去 ・施設認定(10施設)
香港	<ul style="list-style-type: none"> ・監視伝染病による制限地域以外の由来 ・飼料規制以降生まれた牛由来 ・月齢制限(30カ月齢未満) ・SRM除去 ・施設認定(10施設) 	タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・牛疫及び口蹄疫、OIE清浄国認定 ・牛肺疫、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病及び伝達性海綿状脳症、農場12カ月間発生なし ・月齢制限(30カ月齢未満) ・SRM除去 ・施設認定(39施設)
マカオ	<ul style="list-style-type: none"> ・監視伝染病による制限地域以外の由来 ・月齢制限(30カ月齢未満) ・SRM除去 ・施設認定(52施設) 	UAE	<ul style="list-style-type: none"> ・月齢制限(30カ月齢未満) ・SRM除去 ・施設認定(2施設) ・ハラールと畜
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫清浄国、無視できるBSEリスク国 ・月齢制限なし ・施設認定(4施設) 	NZ	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫清浄国／炭疽20日間発生なし ・月齢制限なし ・米国向け認定施設(9施設)から輸出
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・監視伝染病による制限地域以外の由来 ・月齢制限なし ・SRM除去 ・施設認定(32施設) 	フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・月齢制限なし ・SRM除去 ・施設認定(5施設)

熊本県の高病原性鳥インフルエンザ発生後の検疫協議

- 2014年4月13日、熊本県において高病原性鳥インフルエンザが発生。これを受け、我が国は輸出検疫証明書の発行を自主的に停止。
- 同時に、疾病の発生や防疫措置情報などを数次にわたり情報提供し、各国に対し従前通りの対応を要請。

国名・地域名	我が国の対応		各国の対応(7月17日現在)
シンガポール	4月13日、 輸出検疫証明書の 発行を自主的に 一時停止		熊本県産以外の卵の輸入を再開(4月14日)
ベトナム			全国の家きん肉の輸入を再開(5月20日)
香港			熊本県産以外の家きん肉・卵の輸入を再開(4月14日)
カンボジア			制限区域(10km)外はその旨を記載した証明書添付を条件に 家きん肉の輸入を再開(4月22日) → 全国の家きん肉の輸入を再開(5月8日)
パキスタン			引き続き停止中
インドネシア			全国の家きん卵の輸入を再開(7月17日)
モンゴル			制限区域(10km)外からの家きん肉の輸入を再開(4月25日) → 全国の家きん肉の輸入を再開(5月8日)